

役員等報酬規則

令和5年4月1日施行

社会福祉法人 大空の会 役員等報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人大空の会（以下「法人」という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員等には、報酬、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤の役員には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 退職手当は、常勤の役員で5年以上在籍した者であって、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規則第14条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、法人職員等旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。ただし、理事長を除くものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規則第10条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 「社会福祉法人長崎県障害者福祉事業団 役員等の給与、報酬及び費用弁償に関する規則」(平成28年6月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、(常勤役員等の報酬等の算定方法)第3条を改正し、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、(報酬等の支給)第2条、(常勤役員等の報酬等の算定方法)第3条別表1及び別表2、(当法人職員給与との併給)第5条、(報酬等の支給方法)第6条を改正し、令和5年4月1日から施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

	報酬の額
理事長	月額 450,000円以内
常務理事	月額 300,000円以内

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1.2か月分
12月の賞与	報酬月額×1.5か月分

別表3（常勤役員等の退職手当算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。係数については、社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に準ずる。

別表4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日 額
評議員会への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

（2）理事

	日 額
理事会等会議への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

（3）監事

	日 額
監事監査等への出席	11,200円
理事会等会議への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円